

中播磨地域づくり活動応援事業

～ 令和7年度 補助のご案内 ～

さまざまな地域団体が参画と協働のもと、地域の課題解決や地域の活性化（パワーアップ）を図ることを目的に、平成15年度から支援を行っています。

令和7年度も、地域活動のより一層の充実をめざして、「地域づくり活動応援事業」を実施します。

※当事業は、兵庫県議会において「令和7年度当初予算案」が議決され、令和7年度中播磨県民センター地域躍動推進費補助金交付要綱が決定されることが前提となります。

◆募集期間◆ 4月1日(火)～4月24日(木)17時必着

対象:令和7年4月1日以降に着手し、
同年7月1日～令和8年3月10日までに完了する事業



対象事業

地域団体が他団体・企業・学校等と協働し、地域の課題解決や地域の活性化を図る事業で、次の内容に当てはまる事業

※「協働」とは、主体的に事業の計画や運営をともに行うことです。

＜一般枠＞ ※R6 特別枠の環境配慮推進事業と子育て応援事業を含む

- ・地域の人が地域外の人と交流等を行う取組
- ・地域の伝統文化・郷土史など地域の魅力や文化を次世代に伝える取組
- ・省エネ活動、緑化・自然保護活動など、地域住民・団体による環境配慮・環境保全への取組
- ・子育てに関する交流など、子育て家庭を応援する取組 等

＜特別枠＞

①銀の馬車道魅力UP事業（銀馬車枠）

日本遺産に認定された「銀の馬車道」を題材とした取組で地域の活性化につながる取組

②SDGs推進事業（SDGs枠） ※R6の万博推進事業を名称変更

地場産業の継承や交流人口の増加、地域の魅力向上など、地域で展開するSDGsの取組

③ウェルビーイング推進事業（ウェルビーイング枠）

誰一人取り残さない社会の実現に向けた障害者、高齢者、外国人等、誰もが安心して平等に暮らせる取組

対象外事業

- ・同じ事業内容に対し、国、兵庫県（兵庫県の関係団体及び外郭団体を含む）から他の補助金を受ける事業や行政機関等からの受託事業（国、兵庫県（兵庫県の関係団体及び外郭団体を含む）以外の補助金を利用する場合は、事業区分を明確にすること）
- ・趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求、営利・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する活動など事業目的にそぐわない事業
- ・上記対象期間外（補助金交付決定前）に完了する事業
- ・団体や個人が使用する物品購入等を主目的とする事業
- ・地域の祭りなど従来から行われている行事

※過去に当事業で補助実績のある事業と同一とみなされる事業について、補助対象事業として認める期間は、補助初年度から起算して継続した3年度以内とします。なお、当条件は令和5年度実績から適用します。

（例）令和5年度に採択されていた場合、令和7年度まで申込み可。令和8年度からは申込み不可。

対象団体

中播磨地域で活動している地域団体

※1つの団体が申請できるのは1事業に限ります。

※地域団体とは・・・

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会、実行委員会、消費者団体、いずみ会、ボーイスカウト・ガールスカウト・その他の青少年団体などで、次の要件を満たすことが必要です。

- ・中播磨地域の中の、一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ・活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ・活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能であること。
- ・規約や代表者を決めていること。

※なお、本事業に補助団体として採択された場合は、「中播磨地域ビジョン2050」で掲げる将来像の実現に向けた活動を行う団体である「中播磨地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきます。

補助金額・対象経費等

①補助金額

5万円以上30万円以内（万円単位）

※補助対象経費が5万円を下回った場合は、補助対象になりません。

※自己財源を確保してください。

②補助対象経費

申込事業に直接必要な経費で、中播磨地域づくり活動応援事業の補助対象経費として定められている経費。詳細は別表を参照してください。

※領収書（写）の提出が必要です。

申込方法

①募集期間

令和7年4月1日（火）～4月24日（木）17時必着

②提出書類

※令和7年度の申込書類以外の書類は受付できません（令和7年度 様式の変更があります）

- ・申込書
- ・申込団体及び協働団体の規約、会員名簿
- ・事業着手届（該当団体のみ）

申込書類はHP（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/chk12/O7chiikidukuri.html>）よりダウンロード可能です。

申込書類に必要事項を記入の上、中播磨県民センター県民躍動室県民課まで提出してください。提出書類の確認をしますので、直接ご持参願います。※必ず来庁日時を事前にご連絡ください。



審査の流れ

①地域づくり活動支援委員会（公開審査）の開催【5月下旬予定】

10万円を超える補助金の申込をした団体は、地域づくり活動支援委員会（日程は後日連絡します）で事業内容を説明していただきます。

※10万円以下の申込団体は、書面審査となるため、支援委員会への出席は不要です。

【審査基準】次の点を基本に、審査を実施し、補助団体及び補助金額を決定します。

- ・地域の課題を認識し、その課題解決につながるものか
- ・事業テーマに応じた効果が期待でき、他の地域団体のモデルとなるものか
- ・一過性の取組ではなく、継続性が見込まれるものか
- ・補助金が有効に活用されているか

※審査の結果、不採択・補助金額の減額となる場合がありますので、ご了承ください。

②補助金額内示通知

③補助金交付申請

補助金額内示通知のあった金額で補助金交付申請をしていただきます。

※補助金申込時の内容と大幅な変更がある申請は認められません。

④補助金交付決定

※支援内容（補助金額等含む）について、中播磨県民センターホームページ等で公開します。

※補助金交付決定後、やむを得ず事業内容が変更となる場合は事前連絡が必要です。

※令和7年度中播磨県民センター地域躍動推進費補助金交付要綱第15条に基づき交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第221条第2項に基づき調査及び報告を徴する場合があります。

実績報告と補助金の支払い

①実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和8年3月15日までのいずれか早い日に実績報告書を提出して下さい。

②補助金の支払い

事業完了後、提出された実績報告書を確認のうえ、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められるときは、団体からの請求書に基づき、指定口座へ振り込みます（1万円未満切り捨て）。必要と認められる場合は、補助決定額の2分の1以内の額（万円単位）で概算払いを行うことができます。

その他

①チラシ等への記載

補助事業で作成されたPR・広報物、事業成果物には「中播磨地域づくり活動応援事業による補助を受けていること」を必ず記載してください。

②後援名義

補助事業に関するイベント等において、「中播磨県民センター」の後援名義の使用を希望される場合は、別途事前に申請が必要になりますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ
資料請求
申込書提出先



兵庫県中播磨県民センター 県民躍動室 県民課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 姫路総合庁舎
TEL: (079) 281-6023 FAX: (079) 281-3015

(別表) 補助対象経費等

科目	対象経費	対象外経費
謝金 ※上限 10 万円	- 講演会、研修会の講師や司会等の謝金（1 人 1 回（1 日）あたり 2 万円限度） - 出演団体への謝礼（1 団体 1 回（1 日）あたり 5 万円限度）	団体構成員・協働の相手方への謝金
旅費	- 講師等に対する旅費（※実費相当のみ） - 講師等が自身の車を利用する場合は、1km＝37 円以下で計算	- 団体構成員・協働の相手方の旅費（ガソリン代含）・宿泊料 - 講師・出演者等の宿泊料
印刷製本費 ※上限 10 万円	- 事業の PR・広報物（チラシ、パンフレット、ポスター、冊子等）のコピー代や印刷製本費 - 事業成果物のコピー代や印刷製本費 - イベントや会議等の配布物のコピー代や印刷製本費 - 看板、のぼり、横断幕の印刷費 ※デザイン料は委託料	左記のうち、中播磨県民センター地域づくり活動応援事業による補助金を受けている旨の記載のない事業の PR・広報物、事業成果物
通信費 ※上限 1 万円	郵券代	電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	事業実施のための資材購入費（消耗品、事務用品、材料等、事業実施に不可欠な書籍の購入費 等）	- パソコン、プリンター、什器、事務机、椅子、書棚等の財産形成となる備品（5 万円以上のもので、かつ耐用年数が 1 年以上のもの） - 販売に供するための材料費
保険料	イベント保険、ボランティア保険	団体の本来の運営にかかる年間保険料
使用料	- 施設使用料 - OA 機器、音響などの機器レンタル・リース料 - バス借上げ料（事業参加者の交通手段として借り上げるバスについて、5 万円上限）	賃料（各団体の所有・使用する事務所等にかかるものは対象外。ただし、事業実施のため他の施設等を継続的に使用する場合は対象）
委託料 ※1/2 上限	- 会場設営、警備、調査分析等にかかる業者委託料 - 事業に係るチラシ・HP 等のデザイン料等	事業に直接関係のない飲食・物品販売等にかかる会場設営、警備費用
食材費 ※1/2 かつ 10 万円上限	料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料	- 販売目的の食材費（模擬店等） - 会議・イベント等の飲食費 - 参加者へ配布する飲食物
広告費	- 新聞折り込み料、新聞・雑誌・インターネット等の広告スペース購入費等 ※デザインは委託料	補助対象事業と無関係の内容を一部でも含むものはすべて対象外
その他	- 振込手数料（補助対象経費にかかる分） - クレジット・電子マネー払いの経費（利用明細書等の写しの提出のほか、団体または団体構成員による支払いであることが確認できる場合のみ）	- 団体構成員・協働の相手方の人件費 - 参加者記念品、賞品・景品

※事業実施中の不慮の事故等に対する責任は負いかねますので、各団体において保険に加入されることをおすすめします。
 ※事業実施に関係する道路許可、営業許可、販売許可、その他保健衛生など必要な法手続きは各団体で行ってください。

その他対象外経費

- ①対象経費のうち、補助金額の上限を越える部分
- ②参加費・出店料等を取る事業は、その参加費等で賄える部分
- ③領収書の日付（クレジット払いの引き落とし日も含む）が**事業期間外**の場合
- ④施設入場料等、本人負担とすることが適当であるもの
- ⑤**領収書がない**、領収書の宛名や但し書き（品名等）の記載がない・必要記載事項（日付等）の不備のもの
- ⑥団体が行う**経常的、日常的な活動経費や維持運営費**（団体の総会費用など）
- ⑦**補助事業者自身、団体構成員、協働の相手方、協働の相手方の構成員に対する補助対象団体からの支出**
- ⑧インターネットサイトや販売店のポイント制度・電子マネーにより支払った場合のポイント利用分
- ⑨その他補助対象とすることが適切と認められない経費